

個人住民税の特別徴収の手引き

目 次

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 1. 個人住民税の特別徴収について | P 1 |
| 2. 個人住民税（特別徴収分）納入書について | P 3 |
| 3. 給与所得者異動届出書について | P 5 |
| 4. 給与支払者（特別徴収義務者）所在地・名称等変更届出書について | P 6 |
| 5. 特別徴収税額の納期の特例について | P 7 |
| 6. eLTAX（地方税ポータルシステム）について | P 8 |

令和8年5月

高山市税務課 市民税係

1. 個人住民税の特別徴収について

特別徴収

個人住民税の納入方法は、特別徴収と普通徴収の2つがあり、給与所得者は特別徴収の納入方法によることとされています。そのため、給与所得者を雇用している事業主は、特別徴収義務者としてその事務を行うこととなります。

特別徴収税額は、各事業所から1月末日までに提出された給与支払報告書をもとに算出し、課税地の市区町村より、特別徴収義務者あてに通知されます。通知書を確認のうえ、従業員の給与から毎月徴収し、市区町村ごとに特別徴収義務者名で納入してください。

なお、納入先の市区町村は、年の途中で給与所得者が住所を異動した場合であっても変わることはありません。

○特別徴収とは

納税者の便宜を図る目的から、納税者が納めなければならない1年間の個人住民税額を12ヶ月（6月から翌年5月まで）に分けて毎月の給与から差し引くことをいいます。

納期限

当月分を、翌月10日（金融機関休業日の場合は、その翌営業日）までに納入してください。

納入場所

- ・ 下記の金融機関の本店及び全国にある支店
北陸銀行 大垣共立銀行 十六銀行 富山第一銀行 高山信用金庫
八幡信用金庫 飛騨信用組合 東海労働金庫 飛騨農業協同組合
- ・ 高山市指定金融機関高山市役所派出所
- ・ ゆうちょ銀行及び郵便局（「指定通知書」を提出してください。）

※納め忘れのない口座振替（自動払込）もご利用ください。

希望される場合は、税務課収納係（電話 0577-35-3504）までお問い合わせください。

就職や退職等により異動が発生した場合

異動があった月の翌月 10 日までに、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

退職金を支払う場合

退職金を支払う際は、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引き」により、市民税・県民税を特別徴収してください。なお、手引きがない場合は高山市役所税務課まで連絡してください。

納入書の記入方法は 4 ページをご覧ください。

納 入 先：退職者が退職した年の 1 月 1 日に居住している市区町村

納入期限：特別徴収した月の翌月 10 日まで

2. 個人住民税（特別徴収分）納入書について

高山市作成の納入書を利用する場合

- ・印字されている税額に変更がない場合は何も記入しないでください。
- ・税額に変更が生じた場合は、納入金額欄に印字された金額を二重線で削除し、その下の欄に変更後の金額を記入してください（下図参照）。

税額変更の場合の書き方

| 岐阜県高山市 | | 個人住民税 個人県民税 森林環境税 | 納入済通知書 ㊦ | |
|--|-----------------------|---------------------------|----------|--|
| 市区町村コード | 口座 | 訂正印は不要です | | |
| 212032 | 00860-4-9 | | | |
| 年 月分 | 指 定 番 号 | 納入金額 円 | | |
| 0808 | 09000011 | 184,000 | | |
| 212032 | 給与分 (一部賦分 分を含む) | 182400 | | |
| 特別徴収 | 退職金 に係る分 | | | |
| | 延滞金 | | | |
| 納期限 | 督促 手数料 | | | |
| 令和8年9月10日 | 合計額 | 182400 | | |
| 取りまとめ店 株式会社ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター (〒469-8794) | | | | |
| 領 収 日 付 印 | (特別徴収義務者) | | | |
| | 住所 又は 所在地 | 506-0009 高山市花岡町2丁目18番地 | | |
| | 氏名 又は 名称 | 〇〇株式会社 | | |

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

上記のとおり通知します。(受付店→高山市指定金融機関→高山市)(高山市保管)

**退職金にかかる住民税がある場合の書き方
(通常分と退職分を一緒に納入する時)**

| | | | |
|---|--|----------------------------------|-----------------|
| 岐阜県高山市 | | 個人市民税 個人県民税 森林環境税 | 納入済通知書 ㊦ |
| 市区町村コード | 口座番号 | 加入者名 | |
| 2 1 2 0 3 2 | 00860-4-960391 | 高山市会計管理者 | |
| 年 | 月分 | 指 定 番 号 | 納入金額 円 |
| 0 8 | 0 8 | 0 9 0 0 0 0 1 1 | 184,000 |
| 212032 | 納 入 金 額 | 給与分 (<small>退職分を含む</small>) | 1 8 2 4 0 0 |
| 特別徴収 | 納 入 金 額 | 退職金 に係る分 | 3 2 5 0 0 0 |
| あらかじめ納入金額欄に記載された金額に変更が生じた場合、「給与分」欄から「合計額」欄に納入する金額を記載してください。 | 納 入 金 額 | 延滞金 | |
| 納期限 令和 8年 9月 10日 | 納 入 金 額 | 督促 手数料 | |
| 取りまとめ店 株式会社ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター (〒469-8794) | 納 入 金 額 | 合計額 | 5 0 7 4 0 0 |
| 領 収 日 付 印 | (特別徴収義務者) 住 所 506-0009 又 是 所 在 地 高山市花岡町 2 丁目 18 番地 氏 名 〇〇 株式会社 又 是 名 称 | | |

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。

上記のとおり通知します。(受付店→高山市指定金融機関→高山市)(高山市保管)

退職金を支払う際に徴収した市民税・県民税は「退職金に係る分」にその金額を記載し、裏面の「納入申告書」に内訳を記載してください。
記入方法が不明の場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。

独自の納入書を利用する場合

誤納入を防止するため高山市の「特別徴収義務者指定番号(9から始まる7桁の数字)」を必ず記入してください。なお、貴事業所の指定番号は通知書等に記載していますので確認してください。

○ゆうちょ銀行及び郵便局で納入する場合

ゆうちょ銀行及び郵便局で納入する場合は、納入先のゆうちょ銀行及び郵便局を高山市の特別徴収納入金取扱郵便局に指定する必要があります。

初めて納入される際は「指定通知書」に日付と店名を記入し、納入書と一緒にゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。なお、一度提出していただければ、それ以降は提出する必要はありません。

3. 給与所得者異動届出書について

特別徴収により納税している給与所得者に、就職や退職等による異動が発生した場合は、速やかに給与所得者異動届出書を提出してください。

高山市以外の市区町村様式を使用していただいても問題ありません。

提出期限

異動が発生した月の翌月10日までに提出してください。

期限に関わらず、早めの提出にご協力をお願いします。

提出する際の注意点

(1) 就職の場合

個人住民税を普通徴収で納付している場合は何期分まで納付済みか、また、貴事業所では何月分から特別徴収が可能であるかを確認のうえ、「C-2. 特別徴収に切替（新規）」に記入してください。

なお、高山市では「特別徴収へ切り替える場合」についても「給与所得者異動届出書」の提出を依頼しています。

(2) 勤務先変更の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）の給与担当者と連絡がとれている場合（継続が確実な場合）は、貴事業所で何月分まで徴収済みであり、新しい勤務先では何月分から徴収が可能なのかを事業所間で確認をしてください。また、その内容を「C-1. 特別徴収継続（転勤）」に記入してください。

(3) 退職・休職・死亡の場合

貴事業所における徴収済の税額を正確に記入してください。また、未徴収税額の徴収方法について、「A. 一括徴収」又は「B. 普通徴収」を明記してください。

残りの税額を普通徴収に切り替える場合は、市役所から納税義務者本人に個人用納付書を送付します。

1月1日から5月31日までの間に退職等で特別徴収ができなくなる場合は、残額を一括徴収することが義務付けられています（地方税法第321条の5第2項ただし書）。ただし、本人に支払われる予定の給与又は退職手当等がない場合や未徴収税額より給与等が少ない場合は、普通徴収の方法により本人が納付することになります。

4. 給与支払者（特別徴収義務者）所在地・名称等変更届出書について

所在地・名称等の変更があった場合は、「給与支払者（特別徴収義務者）所在地・名称等変更届出書」を提出してください。

なお、経理事務を委託しているなどの理由により、市からの通知書を特別徴収義務者の住所又は所在地と異なる場所に送付を希望する場合は、届出書下段の送付先に記入して提出してください。

納税義務者（従業員、職員）の住所変更の届出は不要です。

給与支払者（特別徴収義務者）所在地・名称等変更届出書

| | | | | | |
|---------------------------|-------|---------|--|--------|----|
| (あて先) 高山市長 令和 年 月 日 | 給与支払者 | 住所又は所在地 | | 特徴指定番号 | |
| | | 氏名又は名称 | | 担当者 | 係 |
| | | 代表者 | | | 氏名 |
| | | 法人番号 | | | 電話 |

| | | | |
|---------|--|-----|-------|
| 変更理由 | <input type="checkbox"/> 住所又は所在地の変更 <input type="checkbox"/> その他 () | 変更日 | 年 月 日 |
| 事項 | 変更前 | 変更後 | |
| 住所又は所在地 | | | |
| フリガナ | | | |
| 氏名又は名称 | | | |
| 電話 | | | |

◎特別徴収に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合は下記の欄に送付先の名称・所在地を記入してください

| | | | |
|-----|---------|--|----|
| 送付先 | フリガナ | | 備考 |
| | 氏名又は名称 | | |
| | 住所又は所在地 | | |
| | 電話番号 | | |

5. 特別徴収税額の納期の特例について

給与等の支払を受ける者が常時10人未満の事業主は、市長に「特別徴収税額の納期の特例申請書」を提出し、承認された場合、給与等の支払の際に徴収した税額を、以下のとおり年2回で納入することができます。

新たに納期の特例を希望される場合や、納期の特例の承認後に給与等の支払を受ける者の人数が、承認条件の限度を超えること（常時10人以上）となった場合は、申請書又は届出書を速やかに提出してください。

○年2回の納入日

6月から11月分 … 12月10日までに納入

12月から翌年5月分 … 6月10日までに納入

【注意】

- ・納期の特例については、滞納や著しい納入遅延があると、申請が承認されない場合や、承認を受けていても取り消す場合があります。

6. eLTAX（地方税ポータルシステム）について

各種届出書の提出及び特別徴収税額の納入をインターネット経由で、自宅やオフィスなどから、電子で行うことができます。

eLTAX のサービスは無料をご利用いただけます。詳しくは、地方税共同機構のホームページをご覧ください。

(<https://www.eltax.lta.go.jp>)